

令和5年3月24日

保護者のみなさまへ

北島町教育委員会

令和5年度新学期以降のマスク着用の考え方の見直し等について

保護者のみなさまには、日頃から町教育行政にご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。さて、令和5年度新学期以降のマスク着用の考え方の見直し等について、徳島県教育委員会からの通知を受け、次のとおり対応いたしますのでご理解ご協力をお願いいたします。

1 令和5年4月1日以降のマスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- ①園児，児童生徒及び教職員については，幼稚園・学校教育活動に当たって，マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ②基礎疾患があるなど様々な事情により，感染不安を抱き，マスクの着用を希望したり，健康上の理由によりマスクを着用できない園児，児童生徒もいることなどから，幼稚園，学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。
- ③園児，児童生徒間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- ④教育活動の中で，「感染リスクが比較的高い学習活動（『児童生徒が対面形式となるグループワーク等』『一斉に大きな声で話す活動』『児童生徒がグループで行う実験や観察』『児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏』『児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞活動』『児童生徒がグループで行う調理実習』『組み合ったり接触したりする運動』）」の実施に当たっては，活動の場面に応じて，一定の感染症対策を講じる。
- ⑤部活動等においては，「感染リスクが比較的高い学習活動」と同様の活動を実施する場合は，換気や大声での発声を控えるなどの対策を講じる。
- ⑥咳やくしゃみの際には，咳エチケットを行うよう園児，児童生徒に指導等を行う。

(2) 入学式等の実施にあたっての留意事項

- ①今後，各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても，(1)と同様に，マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ②来賓や保護者等については，着席を基本とし，座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で，感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要としないが，施設の収容人数等を考慮し，参加人数の制限を行う場合がある。
- ③運動会等の体育的行事や文化的行事については，1(2)②と同様に，感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要としないが，施設の収容人数等を考慮し，参加人数の制限を行う場合がある。

2 効果的な換気の実施について

- 各幼稚園・学校においては，引き続き，効果的な換気を実施する。

3 給食等の食事をとる場面における対策について

- ①給食等の食事をとる場面においては，引き続き，食事の前後の手洗いを徹底する。
- ②適切な換気を確保するとともに，大声での会話は控える，机を向かい合わせにしない，向かい合わせにする場合には対面の園児，児童生徒の間に一定の距離を確保する等の措置を講じることにより，「黙食」は必要としない。